臨床研修病院施設整備事業

〇目的

臨床研修をより効率的に実施するために臨床研修病院等において外来診療棟の拡充整備 を促進し、臨床研修医の研修環境の充実を図ることを目的とする。

〇補助対象

私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者(国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立大学法人、公的医療機関の開設者及び地方独立行政法人を除く。)とする。

独法	公立	公的	民間
×	×	×	0

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」···日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協働組合連合会、 社会福祉法人北海道社会事業協会

〇補助条件

臨床研修を実施している病院であって、下記の対象経費に掲げる病院部門の拡充整備を 行うことにより、指導医による臨床研修医に対する指導がより効率的に行われるための研 修環境を備える病院とする。

〇対象経費

臨床研修医に対する研修環境の充実を図るため外来診療棟の拡充整備に係る、新築、増改築に要する工事費又は工事請負費。

ただし、研修課程に基づき臨床研修を実施している診療部門及び診療科とする。

- ・外来診療部門(内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、 産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科及び放射線科の診察室)
- 救急診療部門(診察室、処置室)
- 総合診療部門(総合外来診察室)
- 在宅医療部門(在宅医療指導管理室)
- 病歴管理室等

〇基準額

〇補助額

基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から 寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の 範囲内。

※ 上記計算式によって算出された額が 1 箇所につき 1,000,000 円に満たない場合にあって は、交付決定を行わないものとする。

〇注意事項

交付決定があるまで、原則として着手しないでください。